

令和5年3月28日から
令和5年3月28日まで

標 茶 町 議 会
第 2 回 臨 時 会 議 録

於 標茶町役場議場

令和5年標茶町議会第2回臨時会会議録目次

第1号(3月28日)

開会の宣告	3
開議の宣告	3
会議録署名議員の指名	3
会期決定	3
行政報告及び諸般報告	3
議案第28号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	4
議案第29号 くしろ湿原パーク「憩の家かや沼」設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	6
修正動議	8
議案第30号 令和4年度標茶町一般会計補正予算	9
議案第31号 令和5年度標茶町一般会計補正予算	11
閉議の宣告	15
閉会の宣告	15

令和5年第2回標茶町議会臨時議会会議録

○議事日程（第1号）

令和5年3月28日（火曜日） 午前11時50分開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期決定
- 第 3 行政報告及び諸般報告
- 第 4 議案第28号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定
について
- 第 5 議案第29号 くしろ湿原パーク「憩の家かや沼」設置及び管理に関する条例
の一部を改正する条例の制定について
- 第 6 議案第30号 令和4年度標茶町一般会計補正予算
- 第 7 議案第31号 令和5年度標茶町一般会計補正予算

○出席議員（13名）

- | | |
|---------------|---------------|
| 1番 渡 邊 定 之 君 | 2番 櫻 井 一 隆 君 |
| 3番 長 尾 式 宮 君 | 4番 松 下 哲 也 君 |
| 5番 熊 谷 善 行 君 | 6番 鈴 木 裕 美 君 |
| 7番 齊 藤 昇 一 君 | 8番 深 見 迪 君 |
| 9番 本 多 耕 平 君 | 10番 黒 沼 俊 幸 君 |
| 11番 鴻 池 智 子 君 | 12番 後 藤 勲 君 |
| 13番 菊 地 誠 道 君 | |

○欠席議員（0名）

なし

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

- | | |
|--------------------------|-----------|
| 町 長 | 佐 藤 ・ 彦 君 |
| 副 町 長 | 牛 崎 康 人 君 |
| 総 務 課 長 | 齊 藤 正 行 君 |
| 税 務 課 長 | 齋 藤 和 伸 君 |
| 農 林 課 長 兼
農 委 事 務 局 長 | 村 山 尚 君 |
| 保 健 福 祉 課 長 | 浅 野 隆 生 君 |

建設課長	富原稔君
観光商工課長	三船英之君
病院事務長	伊藤順司君
教育長	青木悟君

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	中島吾朗君
庶務係主任	平間佳奈江君

(議長 菊地誠道君議長席に着く。)

◎開会の宣告

○議長(菊地誠道君) ただいまから、令和5年標茶町議会第2回臨時会を開会いたします。

ただいまの出席議員13名であります。

(午前11時50分開会)

◎開議の宣告

○議長(菊地誠道君) 直ちに会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○議長(菊地誠道君) 日程第1。会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、

11番・鴻池君、 1番・渡邊君、 2番・櫻井君

を指名いたします。

◎会期決定

○議長(菊地誠道君) 日程第2。会期決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は本日1日といたしたいと思えます。

これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(菊地誠道君) ご異議ないものと認めます。

よって、本臨時会の会期は本日1日と決定をいたしました。

◎行政報告及び諸般報告

○議長(菊地誠道君) 日程第3。行政報告及び諸般報告を行います。

町長から、本臨時会招集理由とあわせ行政報告を求めます。

町長・佐藤君。

○町長(佐藤・彦君) (登壇) 第2回臨時町議会の開催に当たり、その招集理由並びに行政報告について申し述べます。

まず初めに、本臨時会の招集理由であります。労働基準監督署との協議で町立病院医師に対する宿日直手当について改定の必要が生じたことから、一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について、また、くしろ湿原パーク「憩の家かや沼」設置及び管理に関

する条例の一部改正について、さらには出産応援給付金と子育て応援給付金の事業精算に伴う令和4年度一般会計補正予算について、また令和5年度においても引き続き実施することとなった新型コロナウイルスワクチン接種に係る事業予算、並びに茅沼地区観光宿泊施設の外構などの整備、備品の購入費用等を盛り込んだ令和5年度一般会計補正予算について、そのご審議と議決をいただきたく本臨時会を招集したものであります。

次に、令和5年第1回定例会後から昨日までの一般事務及び行政上の経過につきましては、印刷配付のとおりでありますので、それによりご理解をいただきたいと存じます。

なお、次の1点について補足をいたします。

町立病院における救急外来の一時休止についてご報告いたします。

町立病院は、昭和55年3月から救急告示医療機関として、救急患者の受け入れを行ってまいりました。

しかしながら、令和4年12月以降、看護師不足から月平均夜勤時間数が入院基本料に影響を与える状況になり、また本年4月以降、従来の夜勤体制が組めないという状況に陥ることから、4月28日をもって平日夜間及び土曜日、日曜日、祝祭日及び町立病院の休診日の救急外来を一時休止することといたしました。

今後につきましては、早期に人員を確保し、夜勤体制を確保した上で再開を図りたいと考えております。今後速やかに、住民並びに関係機関へ周知を図ることとしておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

以上で、今臨時会に当たっての招集理由並びに行政報告を終わります。

○議長（菊地誠道君） ただいまの口頭による行政報告に対して、簡易な質疑を認めます。ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） なければ、次に議長から諸般報告を行います。

諸般の報告は、印刷配付のとおりであります。

以上で、行政報告及び諸般報告を終わります。

◎議案第28号

○議長（菊地誠道君） 日程第4。議案第28号を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務課長・齊藤君。

○総務課長（齊藤正行君）（登壇） 議案第28号の提案趣旨並びに内容についてご説明いたします。

議案第28号は、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例であります。

改正理由ですが、令和元年度から「働き方改革関連法」が施行され、医師についても令和6年4月から時間外、休日労働の上限規制が適用されることとなっております。ただし、

労働基準法では、労働時間規制の適用をしなくても、必ずしも労働者保護に欠けることのない宿直または日直の勤務で断続的な労働については、労働基準監督署の許可を得た場合、労働時間規制を適用除外とすることを定めております。

町立病院では、当該許可を得るため釧路労働基準監督署と協議を進めた結果、宿日直手当の額は、労働者に対して支払われている1日の賃金あるいは報酬の3分の1以上が手当額の基準とされており、本町における宿日直手当の額が基準を下回っていることから許可基準を超える額に改めるものでございます。

以下、内容についてご説明いたします。

議案書1ページをご覧ください。また、議案説明資料につきましても1ページが新旧対照表となっておりますので、あわせてご覧願います。

議案第28号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する、というものでございます。

次ページにまいります。

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

一般職の職員の給与に関する条例（昭和28年標茶町条例第3号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項を次のように改める。

（宿日直手当）

第15条 宿日直勤務を命ぜられた職員には、その勤務1回につき5万円を超えない範囲内において町長が規則で定める額を宿日直手当として支給する。

附則としまして、施行期日、第1項、この条例は、令和5年4月1日から施行する。

経過措置、第2項、この条例施行の日の前日までに係る宿日直手当の支給については、なお従前の例による、というものです。

以上で、議案第28号の提案趣旨並びに内容の説明を終わります。

○議長（菊地誠道君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 討論はないものと認めます。

これより本案を採決いたします。

本案を原案のとおり決定してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第28号は原案可決されました。

◎議案第29号

○議長（菊地誠道君） 日程第5。議案第29号を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

観光商工課長・三船君。

○観光商工課長（三船英之君）（登壇） 議案第29号の提案趣旨並びに内容についてご説明いたします。

本案につきましては、町民の健全な保養とレクリエーションの場を提供するとともに、地域観光の振興に資するため「くしろ湿原パーク憩の家かや沼」を設置しておりましたが、平成31年3月に指定管理者である株式会社標茶町観光開発公社が経営破綻し、休業状態となっております。

建設後40年以上が経過し、老朽化に加え、個々の部屋が狭く、トイレ、洗面所が共同であったり、今日的なサービスの提供には不十分な施設であったことから、釧路湿原国立公園内に唯一存在する宿泊施設として、その立地条件を生かし、町民に愛され、全国にも誇れる宿泊施設としての再生を目指し、令和3年度及び令和4年度の2か年で改修工事を進めてきたところです。

今後、排水工事、外構工事、施設周辺の整備、指定管理者の選考等の作業がありますが、再開に向けて新たな名称でスタートしたく、設置及び管理に関し定めている条例について、名称の改正を提案するものであります。

また、住所の表記につきましても、今回の改正で改めております。

以下、内容についてご説明いたします。

議案書3ページをお開きください。また、議案説明資料2ページの条例新旧対照表もあわせてご参照ください。

議案第29号 くしろ湿原パーク「憩の家かや沼」設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

くしろ湿原パーク「憩の家かや沼」設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するというものであります。

次ページへまいります。

くしろ湿原パーク「憩の家かや沼」設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

くしろ湿原パーク「憩の家かや沼」設置及び管理に関する条例（平成11年標茶町条例第19号）の一部を次のように改正する。

題名中「くしろ湿原パーク「憩の家かや沼」」を「釧路湿原観光交流拠点施設」に改める。

第1条中「くしろ湿原パーク「憩の家かや沼」（以下「憩の家」という。）」を「釧路

湿原観光交流拠点施設」（以下「拠点施設」という。）に改める。

第2条中「憩の家」を「拠点施設」に、「くしろ湿原パーク「憩の家かや沼」」を「釧路湿原観光交流拠点施設」に改め、同条位置中「の」を削る。

第3条第1項、第5条第1項、第7条第2号、第8条第1項及び第9条第1項中「憩の家」を「拠点施設」に改める。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するというものであります。

なお、条例第9条で規定しております利用料金の設定基準につきましては、今後選定予定の指定管理者からの提案内容を踏まえて検討させていただき、別途、条例改正の提案をさせていただきたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

以上で、議案第29号の説明を終わります。

○議長（菊地誠道君） 休憩いたします。

休憩 午後 0時04分

再開 午後 0時12分

○議長（菊地誠道君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

齊藤君。

○7番（齊藤昇一君） 設置及び管理に関する条例の一部の改正ということですが、前から言われている、名称については正式名称と愛称があるということでありましたが、今後、愛称についてどのような進め方をしていくのか、確認をさせていただきたいなと思っています。

○議長（菊地誠道君） 観光商工課長・三船君。

○観光商工課長（三船英之君） お答えをいたします。

従前から愛称について、ぽんぽんゆということで、ご説明をさせていただいていたのですが、正式にぽんぽんゆを愛称として、町としては考えていこうというふうに整理しております。

（何事か言う声あり）

○観光商工課長（三船英之君） ぽんぽんゆの標記なのですが、ぽんの後に中ぽつをつけてまして、ぽん、点、ぽんゆ、という標記で、整理していきたいと考えておりますので、ご理解をお願いします。

○議長（菊地誠道君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(菊地誠道君) 討論はないものと認めます。

◎修正動議

○議長(菊地誠道君) これより本案を採決いたします。

本案を原案のとおり決定してご異議ございませんか。

(「動議」の声あり)

○議長(菊地誠道君) 松下君。

○4番(松下哲也君) 修正動議を提出したいと思います。

○議長(菊地誠道君) お諮りいたします。

ただいま本案に対し、松下君ほか1名から修正案が提出されました。

これを本案とあわせて議題といたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(菊地誠道君) ご異議ないものと認めます。

よって、修正案を本案とあわせて議題といたします。

この際、提出者の説明を求めます。

松下君。

○4番(松下哲也君)(登壇) 議案第29号くしろ湿原パーク「憩の家かや沼」設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例に対する修正動議を提出いたします。

上記の動議を、地方自治法第115条及び標茶町議会会議規則第15条第2項の規定により提出いたします。

全員協議会後の検討の結果、標茶町の地名を入れるべきとの意見が多数を占め、それに基づき修正動議を提出するものであります。

議案第29号くしろ湿原パーク「憩の家かや沼」設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例に対する修正案

議案第29号くしろ湿原パーク「憩の家かや沼」設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり修正する。

条文中の「釧路湿原観光交流拠点施設」を「釧路湿原かや沼観光宿泊施設」に、「拠点施設」を「宿泊施設」に改める。

以上で、提案理由の説明といたします。

○議長(菊地誠道君) これより修正案に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(菊地誠道君) 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(菊地誠道君) 討論はないものと認めます。

○議長(菊地誠道君) これより本案を採決いたします。

採決は起立により行います。

まず、松下君ほか1名から提出された修正案について、賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(菊地誠道君) 起立全員であります。

よって修正案は可決されました。

次に、ただいま修正可決した部分を除く原案について、賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(菊地誠道君) 起立多数であります。

よって、修正可決した部分を除く原案は可決されました。

(「議長、休憩願います」の声あり)

○議長(菊地誠道君) 休憩いたします。

休憩 午後 0時19分

再開 午後 0時28分

○議長(菊地誠道君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

観光商工課長・三船君。

○観光商工課長(三船英之君) 私の先ほどの発言、ぽんぽんゆを決定という発言をさせていただいたのですが、これにつきましては撤回をさせていただきます。

◎議案第30号

○議長(菊地誠道君) 日程第6。議案第30号を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長・牛崎君。

○副町長(牛崎康人君)(登壇) 議案第30号の提案趣旨についてご説明いたします。

本案につきましては、令和4年度一般会計補正予算(第15号)であります。

国の令和4年度第2次補正予算として、全ての妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができる環境整備のため、伴走型相談支援の充実と経済的支援の一体的実施を支援する新たな「出産・子育て応援給付金事業」を、今年1月の第1回臨時会にてご承認いただいたところでございますが、その後に本給付金事業につきましては繰り越しができないこととなったため、令和4年度事業の経費の精査を行い、歳入歳出それぞれ352万4,000円を減

額し、総額を130億9,675万8,000円としたいというものでございます。

歳出の主なものを申し上げますと、出産応援給付金が195万円の減額、子育て応援給付金が175万円の減額でございます。

歳入につきましては、国・道支出金の出産子育て応援交付金の減額により、収支のバランスを図ったところであります。

以下、内容についてご説明いたします。

補正予算書1ページをお開きください。

令和4年度標茶町一般会計補正予算（第15号）

令和4年度標茶町の一般会計補正予算（第15号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ352万4,000円を減額し歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ130億9,675万8,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

以下、内容について歳入歳出補正予算事項別明細書に従いご説明いたします。

8ページをお開きください。

（以下、補正予算説明書に基づき説明のため、記載省略）

なお、2ページ、3ページの「第1表 歳入歳出予算補正」につきましては、ただいまの説明と重複いたしますので説明を省略いたします。

以上で、議案第30号の提案趣旨並びに内容の説明を終わります。

○議長（菊地誠道君） これより質疑を行います。

初めに、歳入歳出予算の補正、歳出、一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

深見君。

○8番（深見 迪君） 先ほど2つ合わせて370万円、繰り越しできないということがわかったので減額するということだったのですが、行き渡るところにはきちんと行き渡った上で、余ったお金を繰り越しできないという解釈でいいですか。

○議長（菊地誠道君） 保健福祉課長・浅野君。

○保健福祉課長（浅野隆生君） お答えをいたしたいと思います。

今回の部分につきましては、出産応援給付金で39件の減額、子育て応援給付金で35件の減額というふうになっております。1月の臨時議会の際に提案させていただいた件数につきましては、出産応援給付金で77件、子育て応援給付金で65件、給付の予定の件数といたしましては、出産応援給付金で38件、子育て応援給付金で30件というふうになっておりますので、対象の皆様には全て給付させていただくような形というふうになっておりますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（菊地誠道君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） なければ、歳入歳出予算の補正、歳入、一括して質疑を許します。
ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 質疑はないものと認めます。
質疑は終結いたしました。
これより討論を行います。
討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 討論はないものと認めます。
これより議案第30号を採決いたします。
議案第30号は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。
よって、議案第30号は原案可決されました。

◎議案第31号

○議長（菊地誠道君） 日程第7。議案第31号を議題といたします。
本案について、提案理由の説明を求めます。
副町長・牛崎君。

○副町長（牛崎康人君）（登壇） 議案第31号の提案趣旨についてご説明いたします。
本案につきましては、令和5年度一般会計補正予算（第1号）であります。

内容につきましては、茅沼地区観光宿泊施設整備事業に係る排水路等の調査設計委託料及び外構整備等に係る工事請負費、備品購入費、出産・子育て応援給付金事業、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業、道営草地整備事業などに要する経費について補正したいというもので、歳入歳出それぞれ2億1,277万8,000円を追加し、総額を116億2,877万8,000円としたいというものでございます。

歳出の主なものを申し上げますと、出産・子育て応援給付金事業402万7,000円、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業5,622万5,000円、道営草地整備事業（標茶西部地区）1,250万円、茅沼地区観光宿泊施設の排水路に関する調査設計委託料2,200万円、業務委託料310万円、カードキー発行システムの設置工事請負費400万円、外構整備工事請負費4,810万円、施設内の備品購入費6,540万円などであります。

歳入につきましては、特定財源を見込み、地方交付税の増額で収支のバランスを図ったところであります。

また、地方債で1件の提案をいたしております。

以下、内容についてご説明いたします。

別冊補正予算書の1ページをお開きください。

令和5年度標茶町一般会計補正予算（第1号）

令和5年度標茶町の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億1,277万8,000円を追加し歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ116億2,877万8,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の補正は、「第2表 地方債補正」による。

以下、内容について歳入歳出補正予算事項別明細書に従いご説明いたします。

10ページをお開きください。

（以下、補正予算説明書に基づき説明のため、記載省略）

なお、2ページ、3ページの「第1表 歳入歳出予算補正」につきましても、ただいまの説明と重複いたしますので説明を省略させていただきます。

次に、4ページをお開きください。

「第2表 地方債補正」でございます。

起債の目的、8辺地対策事業、茅沼地区観光宿泊施設整備事業、新規でございます。合計では、補正前、限度額7億150万円に6,660万円を追加し、補正後でございますが、限度額が辺地対策事業として6,660万円、そして合計で7億6,810万円とするものです。起債の方法は証書借入、利率は7.0%以内、償還の方法につきましては、政府資金については融資条件により銀行その他の場合にはその債権者と協定するものとする。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還または低利債に借換えすることができるとするものです。

次に、18ページをお開きください。

「地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書」でございます。

合計で申し上げます。当該年度中起債見込額、補正前の額7億150万円に補正額6,660万円を追加し、補正後の額7億6,810万円とするものです。当該年度末現在高見込額は、補正前の額134億6,100万7,000円に補正額6,660万円を追加し、補正後の額135億2,760万7,000円とするものです。

以上で、議案第31号の提案趣旨並びに内容説明を終わります。

○議長（菊地誠道君） これより質疑を行います。

初めに、第1条、歳入歳出予算の補正、歳出、一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

鈴木君。

○6番（鈴木裕美君） 12ページの観光費の備品購入費6,540万円、これらの主な備品等々、これらは全て地元業者で購入できるのか、その確認をさせていただきたいと思いません。

○議長（菊地誠道君） 観光商工課長・三船君。

○観光商工課長（三船英之君） 備品の購入費についてお答えいたします。

今回計上させていただいている予算ですけれども、客室、大浴場、エントランス、バックオフィス、レストラン、宴会場、バー、休憩所、物販施設、待合室、共用トイレに係る備品の購入ということで考えておりますが、203種類ぐらいございます。総数で言いますと2,539点ほどの購入になります。

主なものでございますが、例えばですけれども、脱衣所で言えば椅子ですとか、ロッカー、それからウォーターサーバーですとか、脱衣かごとか、足マットとか、靴ベラとかそういうもので、ほかのところについても、各客室につきましても通常ある備品の購入というふうに考えてございます。

購入先につきましては、以前からもお話しいただいておりますけれども、町内業者は原則として考えておまして、どうしても調達できないものについては、町外の業者になるかというふうには考えているところでございますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（菊地誠道君） 鈴木君。

○6番（鈴木裕美君） いろいろな備品があるのだろうというふうには思うのですが、例えば食器類ですね。レストランで使うとか客室で使う、そういう食器類が、話ではいろいろなことが聞こえて、まちの中から、聞こえてきましたけれども、それらについても地元から購入できるというふうに理解してよろしいですか。

○議長（菊地誠道君） 観光商工課長・三船君。

○観光商工課長（三船英之君） お答えいたします。

今回、調理器具とか食器類につきましては、この中に入っていないですね、あくまで指定管理者がどういう料理を出すか、その辺の絡みもありますので、指定管理者と協議をした中で、どういう物を使うというのが出てくれば発注になるのですけれども、現段階では商品が選定できない状況です。

これも同じく町内業者で調達できるのであれば、それは原則としてそうしたいというふうに考えているところでございます。

○議長（菊地誠道君） ほかにご質疑ございませんか。

櫻井君。

○2番（櫻井一隆君） 同じく12ページ、7款1項3目12節委託料、この測量についてはどのぐらいの距離になりますか。

○議長（菊地誠道君） 観光商工課長・三船君。

○観光商工課長（三船英之君） まだ測量が入っていないので、正確な数字はございませんけれども、今のところ約1キロメートル程度と想定しています。

○議長（菊地誠道君） ほかにご質疑ございませんか。

齊藤君。

○7番（齊藤昇一君） 先ほど鈴木議員が言っていた部分と絡むのですけれども、12ページ、備品購入の発注方法というのはどのような形でやるのか、確認したかったのですけれど

ども。

○議長（菊地誠道君） 観光商工課長・三船君。

○観光商工課長（三船英之君） お答えをいたします。

基本的には物品ごとに発注したいというふうには考えてございますが、ある程度まとまって発注できるのであれば、そこまでまだ整理ができてはおりませんので、そういう形ではやりたいというふうには考えています。

○議長（菊地誠道君） 齊藤君。

○7番（齊藤昇一君） そうであれば基本的には、地元業者が参加できるような方式をとるといふことよろしいですか。

○議長（菊地誠道君） 観光商工課長・三船君。

○観光商工課長（三船英之君） 先ほどからもお答えしていますが、地元業者を原則として考えておりますので、ご理解いただければと思います。

○議長（菊地誠道君） ほかにご質疑ございませんか。

鴻池君。

○11番（鴻池智子君） 11ページの一番上、予防費の予防接種健康被害調査委員報酬というのがあるのですが、今現在で健康被害に遭ったという相談等というのが、何件かあったのでしょうか。

○議長（菊地誠道君） 保健福祉課長・浅野君。

○保健福祉課長（浅野隆生君） お答えをいたしたいと思います。

予防接種健康被害調査委員会の部分というふうには考えておりますけれども、昨年、1件、開催がございました。

○議長（菊地誠道君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） なければ、第1条、歳入歳出予算の補正、歳入、一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） なければ、第2条、地方債の補正の質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

鈴木君。

○6番（鈴木裕美君） 辺地債によって茅沼地区の宿泊施設を建設をしているわけですが、これ以上、辺地債にする予定のものはありますでしょうか。

○議長（菊地誠道君） 副町長・牛崎君。

○副町長（牛崎康人君） お答えいたします。

今回、補正いただくのは、今の時点ではっきりしているものということでご理解いただきたいのですが、これ以上、これ以降という部分で申し上げますと、この先、予定しております付随、付帯施設関係についてこれから精査をして、適債性を見ながら、辺地

債が活用できるものについては上げていきたいなというふうに考えております。それらについて今、精査中でありまして、具体的な金額については、まだ申し上げることができませんので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（菊地誠道君） 鈴木君。

○6番（鈴木裕美君） 金額までは別にしましても、今回、基本設計の委託料が上がりましたよね。そうすると、工事に入るときも、この辺地債を活用するという考え方で受け止めてよろしいですか。

○議長（菊地誠道君） 副町長・牛崎君。

○副町長（牛崎康人君） 起債担当のところと、関係省庁とも相談しながら、適債性のあるものについては、活用してまいりたいというふうに考えております。

○議長（菊地誠道君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 討論はないものと認めます。

これより議案第31号を採決いたします。

議案第31号は原案のとおり決定してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第31号は原案可決されました。

◎閉議の宣告

○議長（菊地誠道君） 以上をもって、本臨時会に付議された事件の議事は全部終了いたしました。

これで本日の会議を閉じます。

◎閉会の宣告

○議長（菊地誠道君） 以上で、令和5年標茶町議会第2回臨時会を閉会いたします。

（午後1時02分閉会）

以上、会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

標茶町議会議長 菊 地 誠 道

署名議員 1 1 番 鴻 池 智 子

署名議員 1 番 渡 邊 定 之

署名議員 2 番 櫻 井 一 隆